

環境影響評価審査会 神鋼神戸製鉄所火力発電所部会（第2回）会議録

- 1 日時：平成29年9月22日（金） 13時30分～15時45分
- 2 場所：生田文化会館 大ホール
- 3 議題：株式会社神戸製鉄所神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書の審査について
- 4 出席委員：西村委員（部会長）、川井委員、近藤委員、澤木委員、田中委員、中野委員、西田委員、花田委員
- 5 兵庫県：環境影響評価室長、審査情報班長他係員3名
水大気課、温暖化対策課、環境整備課、自然環境課、水エネルギー課
- 6 配付資料
資料1 環境影響評価準備書の審査について（諮問）
資料2 補足説明資料（水環境、動物・植物関係）
資料3 補足説明資料（大気質関係）
資料4 煙突からの白煙の視認状況について
- 7 議事概要

事業者が資料2により、前回指摘事項（水環境、動物・植物関係）について説明。

〔質疑〕

（委員）

水温の連続に関しては、先程説明されたように経年変化というか年による特異性があるので、最高の時にどうであるかということをごひデータで出していただきたいと思っており、準備していただいているということでぜひよろしくお願い致します。台風などで海域の成層が乱されたときに底層の水温が上昇し、最終的に温排水の温度が通常よりも上がることがないかということをご心配しているので、過去のデータを見れば相当程度予測はできると思います。

二つ目は、アユの件に関しては詳細なデータを出してもらって非常に良かったと思います。少し気になるのは、資料2の4-3頁の表1は現況であり、例えばこれが発電所を増設した場合の水温環境でそれが25℃を超えないかどうか、この件に関してある程度具体的に研究してもらったら、今の計画で大丈夫であるということが確認できるという意味でありがたいと思います。

もう一つアユに関して言うと、11月の調査の時にだけ、資料2の4-3頁の図2に出ているような形で確認されたとのことですが、この後の調査はいつの調査で出なかったのですか。

（事業者）

2月です。

（委員）

結局海で育っているときに実際にどこにいるのかということが、ここの海域の水

温環境が変化した時の影響という意味で重要だと思うので、例えば 12 月、1 月にやはりこの海域に留まっているのか、更に大阪湾の別の所に移動しているのかというようなことが、もし分かればより情報としてはいいのかなと思います。いずれにせよこの海域がアユの生存にとって重要であるということはこれで確認出来たと思います。

資料 2 の 5 - 5 頁図 2 について、ムラサキイガイは、おっしゃるとおり従前と現況であまり変わらないが、ミドリイガイについて見ると、平成 18 年以前は年度の途中で常にほぼ一旦ゼロになっていますが、平成 28 年については、温排水の影響がある所は個体数が検出できており、つまり死滅していないというデータになっている。それが平成 28 年の特異的なことなのか、あるいは平成 18 年以降どのくらいの頻度でこのようなことが起こっているのか、現況では分からない。これに関して、事後調査は 2、3 年しかやらないし、陸域で起こった現象については事後調査をしていなくても、外来種の侵入など検出出来るが、海の場合は調べない限りは見えてこない。そういう意味で、この問題については、何らかの形でモニタリングを少し長めにするなど、常時何かの形で検出出来る方法を考えてもらえば良いのではと思います。特に外来種の場合、ミドリイガイは既に侵入しているので、すぐにこのことが問題かどうかは分からないが、今後どんな外来種が侵入してくるかということについてはよく分からない部分があるので、そういう意味で、海域についても、法的にはそういうものはないが、かなり長期的に現況を把握しておく体制を作ってもらいたいと思います。

最後に、資料 2 の 5 - 6 頁「総合評価」について、放水口の近傍を除くと、確かに影響は報告が無いが、ここでいう放水口の近傍というのが、神戸の場合は神戸港に対してかなりの比率を占める。実際に、2℃、3℃の水温上昇域というのが相対的にかなりの比率を占めるので、そういう意味では、「こういうことなので問題にならない」というふうには評価できないのではないかと思います。むしろこの 2℃、3℃の温度上昇範囲の影響がどの程度であるかということが問題になると思います。

事業者が準備書 1 2. 1. 1 大気環境及びその補足説明となる資料 3 を説明。

[質疑]

(委員)

非常に詳細なシミュレーションをしていただいてありがたいと思います。

一つ目の意見は、環境濃度を全て下回るという話だけれども、建設機械になると環境基準の 0.06ppm にかかなり近くなってきている現状があるので、やはりそこは低排出量の機械を使うとか、工事を分散するなどの配慮をぜひしていただきたい。

資料 3 の特殊気象条件下でいろいろ検証してもらっており、将来寄与濃度とバックグラウンドを足されているけれども、例えば準備書の 724 頁で二酸化窒素のバックグラウンドが 0.006ppm になっている。これはその計算した日のバックグラウンド値という意味ですか。

(事業者)

これについては、準備書の 724 頁の図の注意書きに記載しているが、バックグラウンド濃度については、この気象条件が発生した日時において、周辺局で最も高い濃度のものを採用しています。この場合は、二酸化窒素について一番高かったのが六甲アイランド局だったので、六甲アイランド局の数値を持ってきています。

(委員)

この辺でいうと夜はよく分からないが、0.006 ppm というのはバックグラウンド値としてはかなり低い値である。例えばダウンウォッシュが起こる時が常にこういう低い濃度なのかどうかということは、私もよく分かっていないので、こういうような足し方が本当に正しいのかどうかということについては、ぜひ検討していただきたい。他の特殊気象についても全部そうだが、そういったやり方が正しい方法なのかどうか、安全側を見てやっているのかどうかについては、ぜひ検討していただきたいと思っています。また配慮していただきたい。

それから、重金属について、他の有害な金属についても計算されていて、濃度レベルで評価されているが、ご存知のとおり、水銀に関する水俣条約では、要は排出量を規制しようという動きになっていると思います。そういう意味では、排出濃度は低くても、やはり排煙量自体は非常に多い訳であるから、「排出量がこの地域に対してどれくらい寄与しているのか」という観点も非常に重要だと思うので、その点もぜひ配慮していただきたい。

(事業者)

最初に、建機の稼働についていただいたご意見について、我々は、これから工事が始まる中で、もちろん今計画している段階ではこういう結果になってはいるが、今後この環境負荷というものを出来るだけ避けた状態で、計画するなり、実行するなり、そういうことで進めていきたいと考えています。安全側ということで、あくまでもここは最大の場合を予測した結果と考えています。

二点目について、特殊気象の予測・評価をする場合のバックグラウンドの取り方であるが、この方法は、発電所環境影響評価の手引で示された方法であり、この気象が起こった場合の周辺の最も高い濃度を取ってきているので、この気象条件が起こる時の最も高い濃度を採用して評価しているということでは、安全側の評価になっているものだと考えています。

三点目の水銀の水俣条約に関することについて、もちろん排出濃度について大気汚染防止法が改正され、排出濃度が規制されるということが始まるということも当然分かっています。当然こちらで示した環境排出濃度は、その規制値を十分下回るものであると考えています。おっしゃったような排出量を評価するという意味では、評価の指標がなかなか無いため、我々は国で定められた排出の煙源の排出濃度と着地濃度の国で定められた指針値との比較という意味で、いずれも濃度との比較ということしか今のところ準備書の中では出来ていません。

(委員)

それは私も十分分かっています。規制は濃度でやっているという形になっているが、やはり排出量自体を下げようというのが元々の趣旨だと思うので、少しはそう

いうことも考慮していただきたいというのが希望です。

(事業者)

準備書で示しているケースについては、我々が使用する石炭については一番条件の悪いものということで計算をしています。アセスメントの精神としては最大影響を見ようということで、こういう書き方をしているけれども、実際の操業においては、一番悪いものばかりを使うということでもないし、実操業において、出来るだけ影響の少ないように努めていくということは、いずれの項目についても考えてやっているのです。そういうふうにご理解いただきたい。

(委員)

先程の意見と廃棄物の分野に関係してくることであるが、この秋から改正廃棄物処理法が施行され、先程の水俣条約に関連して、水銀が含まれた廃棄物の規制が強化される。今回の準備書に直接記載する必要があるかどうかは別として、今後、水銀のフローや排出量等のデータが必要になることは確かである。先程も水銀排出量のことが指摘されたが、排出量に関するデータを今後フローと共に示す予定はないのですか。どちらにしてもデータは必要になると思います。

(事業者)

マテリアルフローということかと思いますが、アセスメントとしては、最大インパクトという形になってしまいます。例えば水銀であれば、石炭の中でも一番高い濃度という形で予測しているが、通年それでいくかという話になると、そうでもありません。量ということになると、その濃度をいったい何をもってそのマテリアルバランスを出していくのかということになってしまう。この値を使うととても過大な値が出てくる。例えば、今の実績の神戸発電所の排出濃度や石炭の濃度等を示すことは出来ると思うが、それが将来に渡ってどうかというところまではお約束し兼ねる部分もあり、なかなか難しいのかなと思います。要するに、何を一番計算の根拠に置くかというところが、我々事業者としては難しいところだと思っています。なお、排水濃度については、環境保全協定に基づき測定・報告し、あわせて公開もしています。

(委員)

水銀の規制が厳しくなることに対する対応としては、特に変わらない訳ですか。

(事業者)

今まで我々は、自主的に水銀のばい煙中の排出濃度は測定しています。今までだと自主的な調査ということだったので、1基当たり2回ずつ測定していたが、今回、法で4か月を超えない範囲で1回ということになるため、年間3回ずつになります。また、改正廃棄物処理法で含有15mgの規制があるので、それに基づく対応を今後行うということになるかと思います。水銀だけを目的ということではないが、排ガス処理の性能が上がってくるので、特に集塵機、脱硫装置ということになると、それらの性能が上がることによっていくと、メーカーの性能保証値がないためこれだけということとは言えませんが、当然それにつれて除去率も上がってくると考えています。現在稼働している神戸発電所の排水口でも測定しているが、一応温排水基準を超えるような濃度は検出されていないため、問題ないと考えています。

(委員)

また、廃棄物に関する審査の際に質問したいと思います。

(委員)

資料3の「3. 高層建築物の高層階への影響について」で、抽出した30棟とは、半径10km範囲内でだいたい同じぐらいに離れた所にあるのですか。どういうふうに抽出されたのですか。30棟抽出して10棟ずつをグループ化しているが、高さを均等に分けてグループ化していない。一般的には例えば10m刻みずつに分けるなどするかと思いますが、その辺りを説明していただきたい。

(事業者)

対象事業実施区域から半径10kmの円を作って100mを超える建物を抽出しています。だから、場所を選択したのではなく、100mを超えるものを全て出したので、そういう意味では、我々から半径10km圏内だと三宮周辺の方が他の地域に比べると遥かに高層の建物がたくさんある状態です。GISのデータを使用して何か作為的に抽出したのではなく、100mを超えるものを全て抽出しています。

10棟ずつ分けた意味については、こういう建物は特にマンションが多いが、個人の財産的なものなので、何か固有名詞等が明らかになるべきではないと考えており、こういう表現の仕方をしています。その中で、高さで分けると少しグループ毎にばらつきが出てきたので、mのきりは悪いが10棟ずつ分けた方が評価という意味では分かりやすいかと考えました。いずれにしても、資料3の3-2頁に評価しているとおりに、グループの中の最大値を環境基準の年相当値と比較しているため、どの建物であっても、最大値でも基準を下回っているので、そういう意味では、最も安全側で評価出来ているものだと考えています。

(委員)

準備書の742頁のところに重金属の到達予測をする時にSWとSEと12.5度という六甲山に向けて線を引いたところで予測をされているが、プラス12.5が妥当であるというのはどういう根拠というか、どういうふうにこのプラス12.5が決まっているのでしょうか。地形から考えると、例えば更に少し西へ行くと谷あいになっていて、風の流れという意味では、他の所の方が更にこの比が大きくなる地点があるのかなと考えました。

(事業者)

準備書の741頁の地形影響の予測で、今回は3方位検討しています。地形影響というのは、基本は山があると、山の斜面で濃度が高くなるというのがあります。それは、高度が高いほど濃度が高くなるという傾向があります。今回3つ選んだというのは、一つはSEについては摩耶山頂をほぼ通る道、Sの風に関しては少し六甲山山頂からずれるため、より高い所に当たる方が煙源という意味では、拡散せずにより着地するという意味では、谷あいだとより着地する地点が遠くなる分だけ拡散が進み、着地濃度としては低くなる方向になります。そういう意味で、最も着地濃度が高くなるという条件が、今回、摩耶山、六甲山の山頂を断面としたものが最も高くなるという予測されたため、この2方向の山頂を結ぶ断面をまず2つ選定しています。もう一つSWを選定したのは、逆に言うと、出現頻度が高い所でも大丈夫かと

いうことを確認するために、出現頻度の高いS W方向も併せて検討したところです。

(委員)

例えば摩耶山については、S Eの最初の6 km辺りのピークの濃さについては6, 7 km辺りのピークがそれを示していると理解していいのですか。

(事業者)

そうです。

(委員)

内部境界層の計算のところでおうかがいしたい。この起点となる海岸線は、どの計算においても一番近くになる実海岸線の位置を用いているのでしょうか。こういう埋め立ての多い所では、実際はこういう前面のすぐの海岸線が起点とならないのが普通であるが、その辺りはどう考慮されているのでしょうか。むしろ安全側だから、拡散値が小さくなると思いますが、だから良しとしたのでしょうか。フュミゲーションの結果は結構高い値を示しています。安全度はどのように考えているのですか。

(事業者)

海岸線については、例えば地図の例だけではあるが、準備書の683頁の地図を使って説明させていただきます。海岸線自体はグレーでハッチングしている部分がありますが、この南端側を海岸線と置いて計算しています。

(委員)

例えば準備書の738頁に概念図がありますが、このゼロという起点が、683頁のグレーの一番南端の所で、それぞれ風向に対してそこを起点にしているということですか。

(事業者)

そうです。

(委員)

これがすぐ前面の実海岸線になるわけですね。

(事業者)

そうです。

(委員)

周辺の六甲アイランドやこの辺の埋め立ては考えずに、そこから起点として境界層が発達するという計算をされているわけですね。

(事業者)

そうです。

(委員)

その妥当性は、安全側だからそれでいいという考えなのか、それともこれで十分内部境界層の形状はだいたいこれで従っているというふうに考えているのですか。

(事業者)

内部境界層を求める場合の海岸線の位置については、神戸市の審査会の中でも少し質問をいただいております。今説明した海岸線の一つ、六甲アイランドの南の線を起点と置いた場合の計算をして、神戸市の審査会では報告しています。その結果によ

れば、六甲アイランドの南側を設定した場合の寄与でいうと、例えば二酸化窒素だと最大着地濃度が 0.0248ppm になり、比較という意味では、737 頁の表で示しているものよりは若干高いです。

(委員)

なぜ最大着地濃度が高くなるのか。境界層は厚くなるわけでしょ。

(事業者)

南側になるので、境界層は徐々に上がってきます。ただ、その時の気象条件によって有効煙突高さが変わってくるので、そういう意味ではこの条件で計算した、発生した日時で計算すると、着地濃度は高くなる計算になっています。

(委員)

バックグラウンドを含めると、今回 737 頁の表で示された値よりも高くなる可能性はあるのですか。

(事業者)

将来環境濃度は、準備書では 0.0520ppm で示しているが、六甲アイランドの南側で計算したものは 0.0528ppm なので、将来環境濃度はそんなに変わっていない。

(委員)

着地濃度が高くなってもバックグラウンド値が変わります。トータルでいくと、今回の計算例でいけば若干高くなる程度で収まるのですか。

(事業者)

そうです。

(委員)

その辺りのデータを示してもらった方がいいと思います。

(事業者)

次回にお示したいと思います。

(委員)

先程、石炭の種類に関して、今、既に一つ火力発電所を持っておられるが、その際に使われる石炭の種類としては、どういう項目を重視して選んでいるのか教えていただきたい。

(事業者)

今、石炭の購入時にどういう条件を指定しているかについて、一つはやはり硫黄分です。それと灰分、アルミナ、シリカ、これらが何に効いてくるかというのと、石炭灰の引き取りの条件で、アルカリ度というのがあるが、そこで効いてきます。それと、ナトリウム、カリウム、カロリーも同様に効いてきます。

(委員)

購入する時に石炭販売元に対して、それぞれの項目に基準のようなものを示してそれ以下のものにして下さいということをやっているということですか。

(事業者)

はい。

(委員)

その基準で説明されている目一杯のところを今回使われたのですか。

(事業者)

重金属のところかと思いますが、そこについては、特に販売元に対してそういう指定が出来るようになっていません。販売元側でもそこまでは管理できていないということもあり、今回使用したのは、準備書の744頁の12-1-1-1-75表の注1を見ていただきます。「石炭中の重金属等の微量物質の濃度は、現時点で使用が予定されている石炭中で最も高い値を用いた」ということで、実際には現在神戸発電所で使用している石炭を調べて、その中で一番高い濃度に、更に統計的に求めたバラつきを足した濃度で、ここの石炭中の重金属等の微量物質濃度の値を置いている。やはりアセスメントということもあり、これを当然事後調査等の時に超えないということ、そういう条件で予測をするということ、かなり高めの安全側の予測をしています。

(委員)

重金属は分かりましたが、例えば硫黄分はどうですか。同じことですか。

(事業者)

そういう形でやっています。硫黄分については、一応販売元には基準以下のものと言いますが、同じ石炭の産地の中でも、実際に入ってきたものを我々も分析しますが、基準値よりも高いというバラつきが当然あります。その時には、いくつかの銘柄の石炭を混ぜて使用します。それによってS分を平均的に均して下げることをしてコントロールします。その時にセメントに灰を出しているの、そちらのアルカリ度等も考えながら石炭を混ぜて使うということをしてしています。

(委員)

なぜ質問したかという、一つには、やはり購入する際に基準を満たしていればおそらく一番安い所から購入するということがあるのではないですか。

(事業者)

経済原則からいうと、安いものを買うということになりますが、我々は非常に厳しい環境値を守っていくという発電所の運営の中からいうと、そんなにバラつきの多いものを買うということはありません。

(委員)

神戸製鋼を疑っているという訳ではなく、むしろ考えているのが、今後石炭も質の良いものはだんだん高くなっていく。これから10年、20年というふうに操業されていくときに、今いくら一番悪いところで設定しているといっても、だんだん基準を満たすものは高くなってきたので、というふうになっていくと困るなどと思って伺いました。

(事業者)

将来、石炭品質が悪くなっていくということは一般的な傾向なので、それもある程度は含んだ形で、先程使用する石炭の話をしてしまいましたが、銘柄の中で見ると将来メジャーになっていくであろうものも考えて石炭のS分、灰分等については考慮して今回のアセスメントでは折り込んだということです。

(委員)

分かりました。

(部会長)

私からも意見はありますが、今の石炭の問題については次回にまた続けてしたいと思います。ばいじん問題というのは、企業にとっては確かに内部コストです。ただし、アセスメントが対象とする審査内容というのは、外部コストの問題というのが大きい。そこのところをもう少しお互いが明確に理解できるというような点が次回にでも見出せればと思います。

事業者が準備書 12. 1. 6 景観、12. 1. 7 人と自然との触れ合いの活動の場及びその補足説明となる資料 4 を説明。

[質疑]

(委員)

景観について、準備書の 29 頁のいろんな諸元や配置を見る限り、既設の発電所の煙突とほぼ同じ形状・高さ、それと色もブルーグレーとグレーで若干の違いはあるがほぼ同じ色なので、特に内陸側からは遠くなるため景観影響というのは既設の発電所の煙突より少ないという前提だと思います。1270 頁の調査方法のところ、フォトモンタージュを作成されているが、28 ミリレンズを使用しているところで、これは人間の視野角で 65 度と書いているが、実際は人間は物理的にはもっと広く 200 度近くまで見えますが、通常何かを凝視している際の認知の範囲というのは、これぐらいかもう少し小さいかなと思っています。個人差があるので一概には言えませんが、一般的には標準の 50 ミリだと少し近すぎで、40 ミリ代の前半ぐらいが人間の実際の感覚に近いのではないかとされています。28 ミリレンズを使用されると、広い範囲の影響を拾っていただいているが、対象物は若干遠くに見える感覚があるのではないかと感じます。43 ミリぐらいが最も近いという意見が多いので。

例えば、フォトモンタージュの結果で、一番近い場所が 1280 頁の新在家南公園ですが、これの視点場の位置については、より発電所に近いということで、公園の南端部の駐車場のスペースに視点場を置いて作られたと思いますが、これだと南側の高架の道路の橋げたがもろに発電所の煙突を隠してしまっていて、見え方としては過小評価になってしまう恐れがあります。もう少し新在家南公園の北西の入り口の辺りに視点場を置いて、つまりもう少し引いてもらおうと、この高架道路がもう少し下方になってくるので、煙突の見え方が変わってくるのではないかと意見です。

それから、微妙なところですが、1281 頁の灘浜緑地の部分も、フォトモンタージュの視点場の位置でいくと、ちょうど手前の既設のコンベアーの建屋が、少し煙突にかかってしまったり、建屋の部分の隠してしまったりしています。海側に 2 m ほど寄れると思いますので、そうすると煙突が独立して見えるのではないのでしょうか。もし直せるなら直していただきたいと思います。

それから、1278 頁の六甲アイランド北公園は、内陸側ではなくて今度は海側か

ら見る場合です。こちらは既設の神戸発電所の煙突や設備よりも視点場に近くなるので、少し注視して見る必要があると思います。神戸の代表的な景観というのは、北側を見ると六甲山が見えるということがあって、神戸市の景観計画の中でも、ポートアイランドのしおさい公園が眺望景観の形成で重視されている場所で、眺望景観の基準が設けられていますが、そこでは六甲山を見て、水平方向 80 度ぐらいの視野角の中の六甲山の稜線を遮らないような建物の高さ規制をしています。1278 頁の場合は、かなり左の方を向いている状態ですが、一応この状態でも稜線を切って煙突が突出してしまっています。そんなに影響が大きいとは私自身も思いませんが、1272 頁の（オ）のところ、六甲アイランド北公園の記述の中に「六甲山地が視認される」という下から 3 行目の辺りは、「稜線よりも上に見えるが」といったようなことはしっかり記載するべきではと感じます。

それと質問ですが、1271 頁や 1284 頁の環境保全措置等のところで、緑地面積が緑化マウンドを設けて増えるという記述がありますが、これは具体的に景観に対してどう影響しているのかについて、フォトモンタージュからは見えないので、ここに書くべきことなのかどうかがよく分からないので、何か影響があるなら教えていただきたい。

（事業者）

写真の撮影方法、レンズについては、環境省のガイドライン等や他社の事例を参考に、今回載せているということで、広角で見えるということを中心としていることは多少あると思いますが、適切な手法を用いていると考えています。

また、新在家南公園や灘浜緑地からの見え方については、ハーバーハイウェイが横切ったりすることもあるので、公園内をいろいろ見ましたが、一番見えるところという形で今回選定をしています。また、灘浜緑地については、海側に乗り出して見れば見えるというのがありますが、一般に皆さんが遊ばれている中での形ということで、なるべく中央部に近い所から撮影しました。今後、事後調査等で確認していきたい。

また、稜線が切れるか切れないかという記載については、評価書の中でそういった評価も考えていきたい。ポートアイランドの公園ではそういった神戸市の条例での規制があるということも認識しています。そういった点も踏まえ景観を作っていくと考えています。

緑地については、樹木等を選定するということが、景観にも影響があるのではないかと記載しました。もう少しそこは評価書にまとめていく際には記載方法等含めて考えていきます。

（委員）

景観について、フォトモンタージュでこれが客観的にどうかという評価はなかなか難しい。人によって感じ方が違う。一方、以前の方法書の時には、272、273 頁に記載されているが、垂直視覚という基準で 10 度を超すと非常に圧迫感があるとか、5 度、6 度の範囲であればそうでもないなど、環境省が出した基準がある。こういう形で 10 度を超える範囲はどれぐらいであるとか、あるいはほとんどの所が 5 度以下であるといった、今までに数値化されているようなもので評価をするとい

うことは出来ないのですか。今回のところで、予測のこの部分の方法が採用されなかったことが疑問に感じました。

もう一つ、実際に住民からの意見等でも出ている「煙突がすごく高く見える」という意見に、住んでいる方が実際にどの辺なのかというのが、この仰角で数値化されると少し議論がしやすいのかなと思います。

(事業者)

仰角だけの評価となると、この辺は市街地なのでマンション等の建物が多く、一部のところからは見えるけれども、見えないところもあるなどいろいろあったので、今回は主要な眺望点 10 地点を選んで、フォトモンタージュ法を採用しました。

(委員)

その場合でも、ここで調査された仰角のデータというのは出せるわけですよね。例えば灘浜緑地からの仰角はどうであるというデータはもちろん出せるわけですよね。

(事業者)

今回新たに追加した地点は入っていませんが、確認をして、次回に提出させていただきます。